

平成26年度 第1回少年自然の家運営委員会

日 時 平成26年7月17日(木)
午前10時00分から
場 所 水戸市少年自然の家 小研修室

次 第

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協 議
 - (1) 平成25年度利用状況について
 - (2) 平成25年度主催事業について
 - (3) 平成26年度運営方針及び努力目標について
 - (4) 平成26年度主催事業について
 - (5) 少年自然の家大規模改修等について
- 4 その他
- 5 閉 会

3 協 議

(1) 平成25年度利用状況について

ア 滞在日数別利用状況について

実利用者 人数	滞在日数別利用者数				稼動 日数	延利用者数
	1日	1泊2日	2泊3日	3泊4日		
8,348人	3,074人	4,525人	712人	37人	156日	14,408人

イ 対象別利用状況について

対 象	幼稚園	小学校	中学校	少年団体	その他	合 計
団体数	20件	15件	16件	52件	43件	146件
人 数	655人	1,276人	1,240人	3,179人	1,998人	8,348人

ウ 月別利用者数について

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
団体数	8件	13件	12件	9件	16件	20件
人数	625人	1,032人	713人	700人	943人	683人
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
団体数	16件	13件	10件	5件	12件	12件
人数	1,105人	764人	413人	134人	431人	805人

エ 過去6年間の年度別利用状況について

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
団体数	98団体	72団体	73団体	132団体	148団体	146団体
実人数	6,072人	4,433人	4,452人	6,005人	7,960人	8,348人
延人数	10,695人	8,003人	7,409人	9,845人	14,481人	14,408人

(2) 平成 25 年度主催事業について

行事名	期日	参加人員	事業の概要
四季の体験学習 ①田植え	5月11日(土) ～5月12日(日)	男 24名 女 31名 計 55名	緑豊かな少年自然の家で、四季を通して自然に親しみながら米作りを体験する。
親子で自然を楽しもう	5月25日(土)	男 20名 女 16名 計 11組 36名	親子で自然の家の山野を散策し、樹木の散策やうどん作りをとおして、親子のふれあいを深める。
四季の体験学習 ②草取り	6月22日(土) ～6月23日(日)	男 24名 女 30名 計 54名	
サマーキャンプ 2泊3日	7月26日(金) ～7月28日(日)	男 57名 女 56名 計 113名	キャンプ生活や野外活動をとおして、心身を鍛練するとともに、多くの友達と友情の輪を広げる。
サマーキャンプ 1泊2日	8月17日(土) ～8月18日(日)	男 39名 女 30名 計 69名	キャンプ生活や野外活動をとおして、心身を鍛練するとともに、多くの友達と友情の輪を広げる。
四季の体験学習 ③稲刈り	9月28日(土) ～9月29日(日)	男 19名 女 31名 計 50名	
親子で陶器を作ろう	10月19日(土)	男 40名 女 66名 計 39組 106名	親子で陶芸にチャレンジしながら心のふれあいを深め、笠間焼きの歴史や特徴を学ぶ。
親子で森林浴 ～身近な秋を楽しもう～	10月27日(日)	男 20名 女 26名 計 14組 46名	自然観察や芋煮会をとおして、親子で秋の自然や味覚を満喫しながら心のふれあいを深める。
四季の体験学習 ④収穫祭	11月9日(土) ～11月10日(日)	男 21名 女 28名 計 49名	
冬を楽しむ親子のつどい	12月7日(土) ～12月8日(日)	男 15名 女 16名 計 11組 31名	親子でのそば打ちや、オリジナルのクリスマスリース作りを通して親子のふれあいを深める。
親子でミニ門松を作ろう	12月21日(土)	男 21名 女 31名 計 15組 52名	親子で餅つきをし、鏡もちやミニ門松を作りを行い、親子のふれあいを深める。
正月遊び	1月18日(土) ～1月19日(日)	男 19名 女 25名 計 44名	どんど焼き、繭玉飾り、羽根つきなど、現在忘れられようとしている正月遊びを体験する。
親子でチャレンジみそ作りと星座の観察	2月15日(土) ～2月16日(日)	男 24名 女 36名 計 21組 60名	親子でみそ作りや星座の観察を行い、心のふれあいを深める。
星座のつどい	3月8日(土) ～3月9日(日)	男 36名 女 34名 計 70名	夜空を見上げ星座を観察し、未知の世界への知識を深めるとともに、自然の家周辺の自然に親しみながら、友情の輪を広げる。
冬の自然の家で普段できない体験を	12月15日(日) ～3月22日(土) の計10回	男 2名 女 28名 計 12組 30名	少年自然の家の活動プログラムを家族で手軽に体験してもらうとともに、親子のふれあいを深めてもらう。

(3) 平成26年度運営方針及び努力目標について

ア 運営方針

近年、自然に親しむ機会が減少しつつある子どもたちに、里山の自然の中で集団宿泊学習や野外活動を体験するなどして、情操や社会性を豊かにするとともに、生命や自然を尊重し、環境を大切にすることを育てる。

また、集団生活により、社会生活に必要な規律・友愛・協同・奉仕の精神を育て、未来を担う心豊かな青少年の育成に努める。

イ 努力目標

水戸市第6次総合計画において、少年自然の家は「施設の再整備を進めるとともに、地域特性を生かし新たなプログラムを展開するなど、自然体験活動の拠点としての機能拡充」に努めることになっている。

○ 運営体制の充実

- (1) 関係機関、団体、学校（園）との連携を図り、利用促進に努める。
- (2) 利用団体への積極的な助言、指導に努める。
- (3) 利用者の安全と衛生管理に努める。
- (4) 関連施設との連携を強化し、各種情報の収集とその活用に努める。
- (5) インターネットを活用した情報発信に努める。

○ 施設、設備の充実

- (1) 安全で清潔な施設の維持管理に努める。
- (2) 運営に必要な機材器具と備品類の適切な確保と管理に努める。
- (3) 施設周辺の自然環境の保全と維持整備に努める。
- (4) 耐震補強を含めた少年自然の家大規模改修事業の整備方策の検討に努める。

○ 活動内容の充実

- (1) 利用者が創造的かつ、主体的な活動が進められるよう、その計画や活動に対する助言、指導に努める。
- (2) 野外活動における各種の観察や施設周辺の環境を活用した活動内容の工夫に努める。
- (3) 各種活動資料の収集と利用者へのきめ細かな情報の提供に努める。
- (4) 地域の協力と理解を得ながら、広範囲な活動ができるように努める。

○ 主催事業の充実

- (1) 四季を通じた体験学習の充実に努める。
- (2) プログラムの改善と創意工夫により魅力ある事業になるように努める。
- (3) 異年齢の子どもとの交流や、家族で参加できる行事の開催に努める。

(4) 平成26年度主催事業について

行事名	期日	対象者・ 募集人員等	事業の概要
四季の体験学習 ①田植え	5月17日(土) ～5月18日(日)	市内の小学4年生 ～6年生 80名	緑豊かな少年自然の家で、 四季を通して自然に親しみな がら米作りを体験する。
親子で森林浴 ～新緑を楽しもう～	6月7日(土)	市内の小学生と その家族 20組60名	親子で自然の家の山野を散 策し、樹木の散策やうどん作 りをとおして、親子のふれあ いを深める。
四季の体験学習 ②草取り	6月28日(土) ～6月29日(日)		
サマーキャンプ 2泊3日	7月25日(金) ～7月27日(日)	市内の小学4年生 ～6年生 100名	キャンプ生活や野外活動と おして、心身を鍛練すると ともに、多くの友達と友情の 輪を広げる。
サマーキャンプ 1泊2日	8月16日(土) ～8月17日(日)	市内の小学4年生 ～6年生 100名	キャンプ生活や野外活動と おして、心身を鍛練すると ともに、多くの友達と友情の 輪を広げる。
四季の体験学習 ③稲刈り	9月27日(土) ～9月28日(日)		
親子で森林浴 ～身近な秋を 楽しもう～	10月26日(日)	市内の小学生と その家族 20組60名	自然観察や芋煮会をとおし て、親子で秋の自然や味覚を 満喫しながら心のふれあいを 深める。
四季の体験学習 ④収穫祭	11月8日(土) ～11月9日(日)		
冬を楽しむ親子 のつどい	12月6日(土)	市内の小学生と その家族 20組60名	親子でのそば打ちや、オリ ジナルのクリスマスリース作 りを通して親子のふれ合いを 深める。
親子でミニ門松 を作ろう	12月20日(土)	市内の小中学生と その家族 20組60名	親子で餅つきをし、鏡もち やミニ門松を作りを行い、親 子のふれあいを深める。
正月遊び	1月10日(土) ～1月11日(日)	市内の小学3年生 ～6年生 80名	どんど焼き、繭玉飾り、羽 根つきなど、現在忘れられよ うとしている正月遊びを体験 する。
親子で陶器を 作ろう	1月31日(土)	市内の小学生と その家族 20組60名	親子で陶芸にチャレンジし ながら心のふれあいを深め、 笠間焼きの歴史や特徴を学 ぶ。
親子でチャレン ジみそ作りと星 座の観察	2月14日(土) ～2月15日(日)	市内の小中学生と その家族 20組60名	親子でみそ作りや星座の観 察を行い、心のふれあいを深 める。
星座のつどい	3月7日(土) ～3月8日(日)	市内の小学3年生 ～小学6年生 80名	夜空を見上げ星座を観察 し、未知の世界への知識を深 めるとともに、自然の家周辺 の自然に親しみながら、友情 の輪を広げる。

(5) 少年自然の家大規模改修等について

ア 再整備の目的

- ・ 自然体験活動や集団宿泊活動の目的は、日常から離れた非日常を体験することにより、自然に対する畏敬や関心の醸成、自然とのあるべき関係、苦労や工夫から習得する自主性・協調性・忍耐力の育成など様々である。
- ・ 社会環境の変化により、少年が遊びを通して自然と関わることや異年齢・集団活動の機会が減少しており、意図的・計画的に自然体験活動や集団宿泊活動の場を提供する必要性が増している。
- ・ 本来の少年自然の家の目的である集団宿泊生活等を通じた生きる力、道徳、規律、社会性、自立等の育成のため、市立小中学校が少年自然の家での宿泊学習が実施できるようにする。

イ 現在の施設概要について

敷地面積 25,056.81 m² (うち借地部分: 4,974 m²) 延床面積 4,428.45 m²

棟 (建築年月)	構造・階	延床面積(m ²)	施設の内容
食堂棟(昭和50年3月) ※増築(昭和55年5月)	鉄骨造平家建	530.08	食堂(定員190名, テーブル19卓), 厨房, 大浴室(シャワー11基・30人/回), 便所
宿泊棟(昭和51年8月)	鉄筋コンクリート造 3階建	1,078.61	宿泊定員217名 1階 和室(8畳2室・6畳4室), 便所洗面所, 小浴室(シャワー8基・20人/回), リネン室 2階 和室(8畳1室), 洋室(8人13室), 洗面所, リネン室, 便所 3階 大研修室, 小研修室, 倉庫, 便所
管理棟(昭和55年5月)	鉄筋コンクリート造 2階建	1,088.76	1階 事務室, 医務室, 応接室, 宿直室, 和室(8畳2室), 倉庫, 便所, エントランスホール 2階 和室(40畳2室・10畳7室), 洗面所, リネン室, 便所
多目的ホール (昭和61年3月)	鉄筋コンクリート造	1,082.27	プレイホール(屋内運動場), 室内営火場, 集会室
創作のやかた (平成9年3月)	木造平家建	410.98	創作活動室, 室内飯盒炊さん場
合計		4,190.70	

※ 野外飯ごう炊さん場(平成8年3月) … かまど40基・テーブル30台

ウ 耐震補強及び改修の内容

- (1) 工期: 約2年(H27~28 継続費)
- (2) 耐震補強工事: 耐震壁補強
コンクリートブロック壁(CB壁)の撤去新設, エキスパンションジョイント(EXP. J)の拡幅, 高架水槽架台柱の補強又は交換, 外壁クラック及び爆裂部の補修等
- (3) 給排水工事: 給排水管改修工事, トイレ洋式化等
- (4) 空調設備工事: 冷暖房設置
- (5) 電気工事: 配線及び器具の改修
- (6) 内外装工事: 屋根防水改修, 内外装塗装, バリアフリー化
- (7) 食堂建設工事: 既存建物解体及び新設

エ 事業費等について

(1) 全体事業費（第6次総合計画施設整備事業費から）

事業費 530,900千円
 特定財源 406,900千円
 ※ 国庫支出金： 41,800千円 社会資本整備総合交付金（耐震補強設計分の1/3）
 ※ 地方債 : 365,100千円
 一般財源 124,000千円

(2) 上記の全体事業費の内、平成26年度分
 耐震補強及び大規模改修工事設計業務委託費

事業費 48,000千円
 特定財源 2,000千円
 ※ 国庫支出金： 2,000千円 社会資本整備総合交付金（耐震補強設計分の1/3）
 一般財源 46,000千円

オ 改修内容

施設名	内 容
食堂棟	(1) 厨房床面をドライ方式にする。 (2) 定員数が同時に食事できる広さの確保と学習スペース等の食事以外の利用も併せて検討する。 (3) 40人程度対応の浴室を2箇所設置する。 (4) 熱源を一元化する。
管理棟	○ 玄関ホールのリニューアル ○ 宿直用の浴室等は撤去する

※ 全部屋にエアコンを設置する。トイレ等の改修をする。

カ スケジュールについて

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設計委託	耐震改修工事	2ヵ年継続費	開 館
利用団体への閉館（一部宿泊の閉鎖）の周知	活動プログラムや主催事業の見直しの検討	募集活動	

※ 工事期間中においても、日帰りの事業など実施可能なものについては、継続して実施するなどリニューアル時の集客に繋げていく検討が必要である。

キ その他

水戸市少年自然の家運営委員会委員名簿

(順不同)

氏 名	役 職	備 考
寺 門 南	飯富小学校校長	
磯 崎 則 男	下大野小学校校長	
勝 村 登	見川中学校校長	
飯 村 久美子	内原小学校校長	
菊 池 直 樹	市子ども会育成連合会会長	委員長
成 願 強	市ボーイスカウト・ ガールスカウト連絡協議会副会長	副委員長
増 田 隆 生	市スポーツ少年団本部 常任理事	
大 津 俊 英	山根自治会連合会会長	
高 橋 寿 子	学識経験者	
猪 野 和 恵	学識経験者	

任期 平成 25. 7. 5 ~ 平成 27. 7. 4

【参考資料】

- 水戸市少年自然の家条例
- 水戸市少年自然の家条例施行規則

○水戸市少年自然の家条例

平成4年9月22日

水戸市条例第52号

改正 平成10年3月24日条例第22号

平成17年3月28日条例第25号

水戸市少年自然の家条例（昭和50年水戸市条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び第31条第2項の規定に基づき、少年自然の家の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 自然環境のなかで行う集団宿泊訓練、野外活動等を通じて、少年の健全な育成を図るため、少年自然の家を次のとおり設置する。

名称 水戸市少年自然の家

位置 水戸市全隈町80番地の1

（職員）

第3条 水戸市少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）に、事務職員その他必要な職員を置く。

（事業）

第4条 少年自然の家は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 少年の集団宿泊訓練、野外活動、自然観察等に関すること。
- (2) 少年団体の育成及び指導に関すること。
- (3) その他設置目的の達成に必要な事業に関すること。

（使用できる者）

第5条 少年自然の家を使用できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 幼児（3歳未満の者を除く。）及びその引率者
- (2) 小学校、中学校等の児童又は生徒及びその引率者
- (3) 少年団体及びその引率者
- (4) その他水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める者

（平10条例22・一部改正）

（使用の許可）

第6条 少年自然の家を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 教育委員会は、少年自然の家の管理上必要があると認めるときは、前項に規定する許可に条件を付すことができる。

（使用の不許可）

第7条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 少年自然の家の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

（権利譲渡等の禁止）

第8条 少年自然の家の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に少年自然の家を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

（使用の取消し等）

第9条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、第6条に規定する使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

（使用料）

第10条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除等)

第11条 教育委員会が特に理由があると認めるときは、使用料を免除し、又は納付期日を別に指定することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) その他教育委員会が特に理由があると認めるとき。

(損害賠償等)

第13条 使用者は、少年自然の家の施設若しくは設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

(少年自然の家運営委員会)

第14条 少年自然の家の運営を円滑に行うため、水戸市少年自然の家運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組織等)

第15条 運営委員会は、教育委員会が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、運営委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができず、運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則（平成10年3月24日条例第22号）

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

付 則（平成17年3月28日条例第25号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

別表（第10条関係）

（平10条例22・全改，平17条例25・一部改正）

区分	宿泊（1人1泊）		日帰り（1人1日）	
	市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者
幼児	150円	370円	70円	220円
小学生	300円	750円	150円	450円
中学生	300円	750円	150円	450円
幼児，小学生又は中学生の引率者	300円	750円	150円	450円
その他	750円	1,500円	450円	1,200円

○水戸市少年自然の家条例施行規則

平成4年10月1日
水戸市教委規則第33号
改正 平成10年4月14日教委規則第1号
平成14年3月1日教委規則第5号
平成15年3月26日教委規則第5号
平成19年3月28日教委規則第12号
平成20年3月26日教委規則第16号
平成21年3月26日教委規則第4号

水戸市少年自然の家条例施行規則（昭和50年水戸市教育委員会規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、水戸市少年自然の家条例（平成4年水戸市条例第52号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（平21教委規則4）

（事務分掌）

第3条 水戸市少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の事務分掌は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 少年自然の家の維持管理に関すること。
- (2) 少年自然の家の事業の企画運営に関すること。
- (3) 少年自然の家の予算経理及び庶務に関すること。
- (4) 水戸市少年自然の家運営委員会に関すること。

（平14教委規則5・平19教委規則12・平20教委規則16・平21教委規則4・一部改正）

（職員）

第4条 少年自然の家に、所長その他必要な職員を置く。

2 所長は、上司の命を受け、少年自然の家の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 職員は、上司の命を受け、分担の事務を行う。

（使用時間及び休日）

第5条 少年自然の家の使用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1日使用の場合 午前9時から午後5時15分まで
- (2) 宿泊使用の場合 午前9時から退所日の午後5時15分まで

2 少年自然の家の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日（5月3日から5月5日までのいずれかの日が月曜日の場合にあっては、5月6日）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（5月3日から5月5日までの日を除く。）。ただし、その日が月曜日の場合は、次の開所日に当たる日とする。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、使用時間及び休日を変更することができる。

（平14教委規則5・平19教委規則12・一部改正）

（使用許可の申請等）

第6条 条例第6条第1項の規定により少年自然の家の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、少年自然の家使用許可申請書（様式第1号）を使用日の20日前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、少年自然の家使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。

（使用内容の変更等）

第7条 少年自然の家の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用内容

の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の7日前までに少年自然の家使用変更（取消）申請書（様式第3号）に、使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請を受けたときは、直ちに審査し、その適否を決定し、使用内容の変更により既納の使用料に不足を生じたときは、不足額を納付させ、少年自然の家変更（取消）許可書（様式第4号）を使用者に交付する。

（使用料の免除）

第8条 条例第11条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、少年自然の家使用料免除申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第2号及び第4号については教育委員会の許可を得た場合は、この限りでない。

- (1) 許可された以外の施設、付属施設等を使用しないこと。
- (2) 施設、付属施設等に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 凶器、爆発物、その他危険物を持ちこまないこと。
- (4) 火気を使用しないこと。
- (5) 使用を終わったときは、その使用に係る施設設備を原状に復すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

（平20教委規則16・一部改正）

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平19教委規則12・旧第11条繰上）

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前に作成した各様式用の用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い使用することができる。

付 則（平成10年4月14日教委規則第1号）

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

付 則（平成14年3月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年3月26日教委規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月28日教委規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月26日教委規則第16号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月26日教委規則第4号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

少年自然の家使用許可申請書

年 月 日

水戸市教育委員会 様

申請者住所
 団体名
 代表者氏名

水戸市少年自然の家を使用したいので、計画書を添えて下記のとおり申請します。

記

使用目的							
使用者	幼児	男	人	女	人	計	人
	小・中学生	男		女		計	
	引率者	男		女		計	
	その他	男		女		計	
	合計	男		女		計	
使用時間		入所 年 月 日 午 時 分					
		退所 年 月 日 午 時 分					
責任者		住所					
		氏名				電話	
備考							

※受付	年 月 日	許可番号	使用料
	(番号)	第 号	円

注 ※印欄は記入しないこと。

少年自然の家使用許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市教育委員会 印

水戸市少年自然の家の使用について、下記のとおり許可します。

記

使用目的							
使用者	幼児	男	人	女	人	計	人
	小・中学生	男		女		計	
	引率者	男		女		計	
	その他	男		女		計	
	合計	男		女		計	
使用時間		入所 年 月 日 午 時 分					
		退所 年 月 日 午 時 分					
責任者		住所					
		氏名			電話		
備考							

- 注1 水戸市少年自然の家条例，同条例施行規則及び職員の指示事項を守ること。
- 2 使用内容の変更又は使用の取消しをするときは，使用日前7日までに変更（取消）申請書に許可書を添えて教育委員会に提出すること。
- 3 この許可書は，入所の日に所長に提示すること。

様式第3号（第7条関係）

少年自然の家使用変更（取消）申請書

年 月 日

水戸市教育委員会 様

申請者住所
 団体名
 代表者氏名

水戸市少年自然の家の使用変更（取消）をしたいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的					
許可番号		第 号			
許可 内容	使用者	幼児	男 人	女 人	計 人
		小・中学生	男	女	計
		引率者	男	女	計
		その他	男	女	計
		合計	男	女	計
	使用時間	入所 年 月 日 午 時 分 退所 年 月 日 午 時 分			
責任者	住所				
	氏名		電話		
変更 内容	使用者	幼児	男 人	女 人	計 人
		小・中学生	男	女	計
		引率者	男	女	計
		その他	男	女	計
		合計	男	女	計
	使用時間				
備考					

※ 受 付	年 月 日 (番 号)	許 可 番 号	使 用 料
	(第 号)	第 号	円

注 ※印欄は記入しないこと。

様式第4号（第7条関係）

少年自然の家使用変更（取消）許可書

第 号
年 月 日

様

水戸市教育委員会 印

水戸市少年自然の家の使用について、下記のとおり許可します。

記

使用目的							
使用者	幼児	男	人	女	人	計	人
	小・中学生	男		女		計	
	引率者	男		女		計	
	その他	男		女		計	
	合計	男		女		計	
使用時間		入所 年 月 日 午 時 分					
		退所 年 月 日 午 時 分					
責任者		住所					
		氏名			電話		
備考							

注 この許可書は、入所の日に所長に提示すること。

少年自然の家使用料免除申請書

年 月 日

水戸市教育委員会 様

申請者住所
 団 体 名
 代表者氏名

年 月 日付の使用許可に係る使用料免除について、下記のとおり申請します。

記

使用目的							
使用者	幼児	男	人	女	人	計	人
	小・中学生	男		女		計	
	引率者	男		女		計	
	その他	男		女		計	
	合計	男		女		計	
使用時間		入所 年 月 日 午 時 分					
		退所 年 月 日 午 時 分					
免除を受けようとする理由							
備考							

※ 受 付	年 月 日 (番 号)	許 可 番 号	使 用 料
	(第 号)	第 号	円
上記のとおり免除する。 年 月 日 様 水戸市教育委員会 印			

注 ※印欄は記入しないこと。